

報道関係者各位

手足口病警報の発令について

山形県感染症発生動向調査第29週（7月15日～7月21日）における、小児科定点医療機関（28機関）からの手足口病患者報告数が、一定点医療機関あたり5.21となり、国立感染症研究所が定める警報発令基準値の「5」※以上となったことから、本日、「手足口病警報」を発令いたします。 ※一定点医療機関一週間当たりの患者数
つきましては、県民の皆様への注意喚起に御協力くださるようお願いいたします。

1 最近の定点あたりの患者報告数 （ ）内は報告人数

地区別	第27週 (7/1～7/7)	第28週 (7/8～7/14)	第29週 (7/15～7/21)
山形県	0.44 (12人)	1.38 (36人)	5.21 (146人)
山形市	0.17 (1人)	1.00 (6人)	5.17 (31人)
村山	1.00 (7人)	1.71 (12人)	2.43 (17人)
最上	0.00 (0人)	1.67 (5人)	8.33 (25人)
置賜	0.75 (3人)	1.50 (6人)	6.80 (34人)
庄内	0.14 (1人)	1.17 (7人)	5.57 (39人)
全国	11.46 (35,960人)	13.34 (41,885人)	集計中

2 手足口病について

手足口病とは、軽度の発熱、口腔粘膜や手足に現れる水疱性の発疹を特徴とし、5歳以下の乳幼児を中心に夏季に流行する感染症です。

3 手足口病の予防

飛沫や接触等により感染しますので、しっかりと手を洗うことが大切です。特にトイレやおむつ交換の後、調理や食事の前には、十分に手を洗いましょう。

4 直近5年間の手足口病の報告人数（小児科定点医療機関からの報告）

（単位：人）

年	県内の年間患者数	県内29週現在の 累積報告数	全国の年間報告数
R2	106	35	18,364
R3	114	34	77,164
R4	2,665	57	158,816
R5	906	104	100,079
R6	—	374	集計中

○前回の警報発令は令和4年8月24日（第33週）

問合せ先	山形県健康福祉部健康福祉企画課
	課長補佐 渡部 善記 023-630-2292
報道監	健康福祉部次長 菅原 正春